

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年 04月 24日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県富士市本市場441番地の1

氏名 富士市

富士市長 小長井 義正

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0545 - 67 - 2846

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東部浄化センター		
事業場の所在地	静岡県	富士市	富士岡南260番地の1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	水道業		
② 事業の規模	令和5年度年間処理水量 12,276,163m ³		
③ 従業員数	13人		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画 ・ 廃棄物の発生フローシート(図1) ・ 廃棄物処理フロー図(図2)		

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別紙参照 多量廃物事業者の産業廃棄物処理計画 4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	下水汚泥	27,559.070 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組) 別紙参照 多量廃棄物事業者の産廃廃棄物処理計画 5. 廃棄物の処理に関する事項	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	下水汚泥	27,800.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 別紙参照 多量廃棄物事業者の産廃廃棄物処理計画 5. 廃棄物の処理に関する事項	

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 下水汚泥のし渣を除去。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 下水汚泥のし渣を除去。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量
	下水汚泥	0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量
	下水汚泥	0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
	下水汚泥	0.000 t	24,361.710 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組) 別紙参照 多量廃棄物事業者の産業廃棄物処理計画 5. 廃棄物の処理に関する事項 7. 産業廃棄物の中間処理に関する事項		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
	下水汚泥	0.000 t	24,245.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		

		別紙参照 多量廃棄物事業者の産業廃棄物処理計画 5. 廃棄物の処理に関する事項 7. 産業廃棄物の中間処理に関する事項
--	--	---

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	下水汚泥	1,460.730	3,197.360	0.000	1,310.720	3,197.360
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
(これまでに実施した取組) 再生利用の完全実施。						

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	下水汚泥	1,660.000	3,555.000	0.000	1,655.000	3,555.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
(今後実施する予定の取組)						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

(東部浄化センター)

1. 事業所の概要

(1) 事業所名 富士市東部浄化センター

2. 事業の概要

(1) 事業の概要 現在、市内をおおよそ潤井川と伝法沢川を基準とし東西に分け、東側の東部処理区の下水を東部浄化センターで処理を行っている。下水道は分流式を採用し、下水処理方式は標準活性汚泥法である。
現在の処理能力は55,800m³/日を保有する。令和5年度の年間処理水量は、12,276,163m³/年で、平均処理水量は約33,541m³/日となる。
なお、令和5年度末の富士市全体の普及率は79.7%となる。

(2) 下水処理
フローシート 図1 参照

(3) 処理場の展望 平成19年度に水処理棟の増設工事が完了し、処理能力が55,800m³/日となる。これに伴い、吉原終末処理場の運転を停止し、東部処理区の汚水は東部浄化センターで処理を行っている。

(4) 廃棄物処理
フロー図 図2 参照

(5) 連絡先

担当者名 上下水道部 下水道施設維持課
施設管理担当 山口 亮

電話番号 0545-67-2846

3. 計画期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

図1

産業廃棄物の発生フローシート
(令和5年度実績)

東部浄化センター

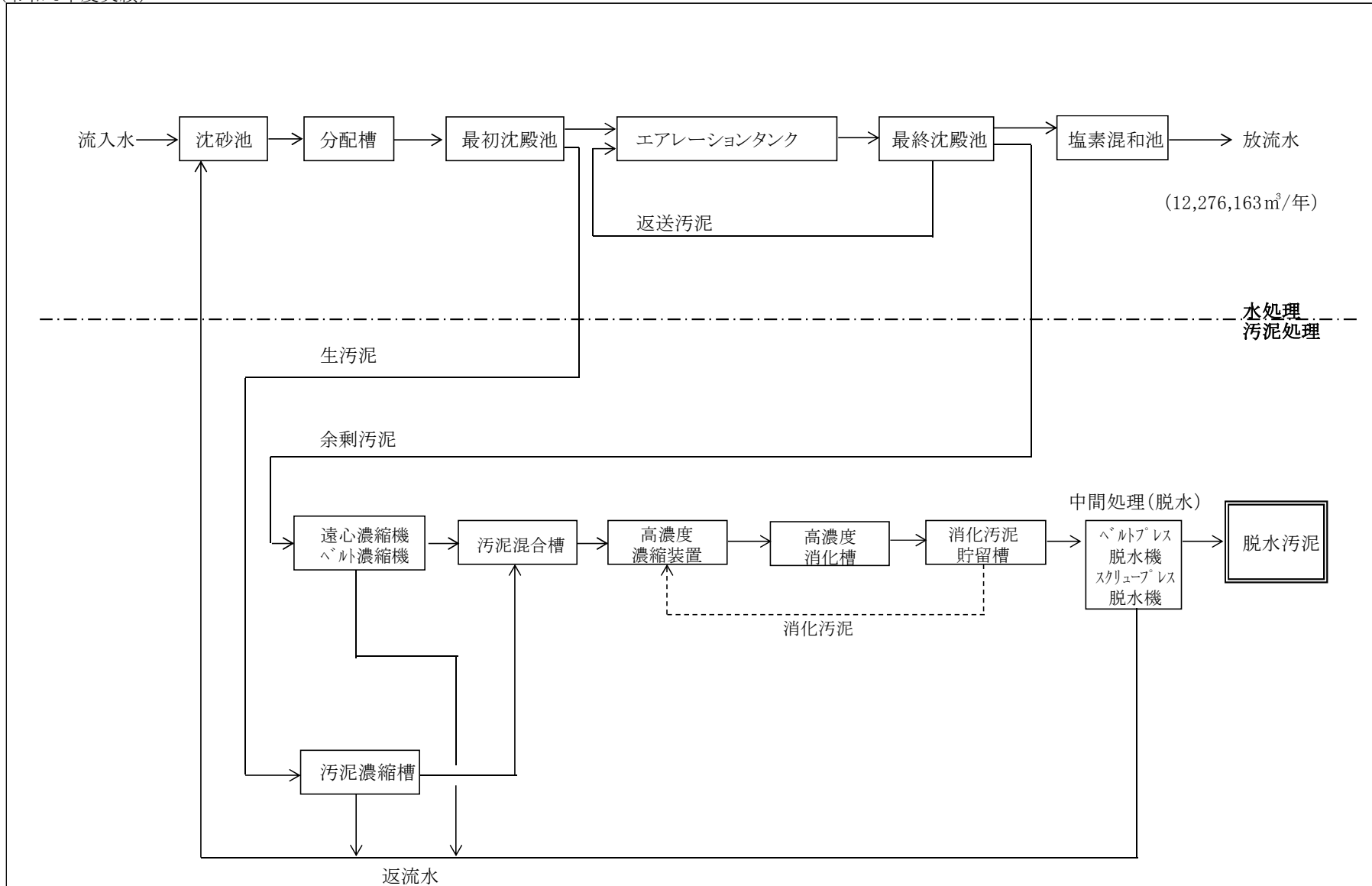
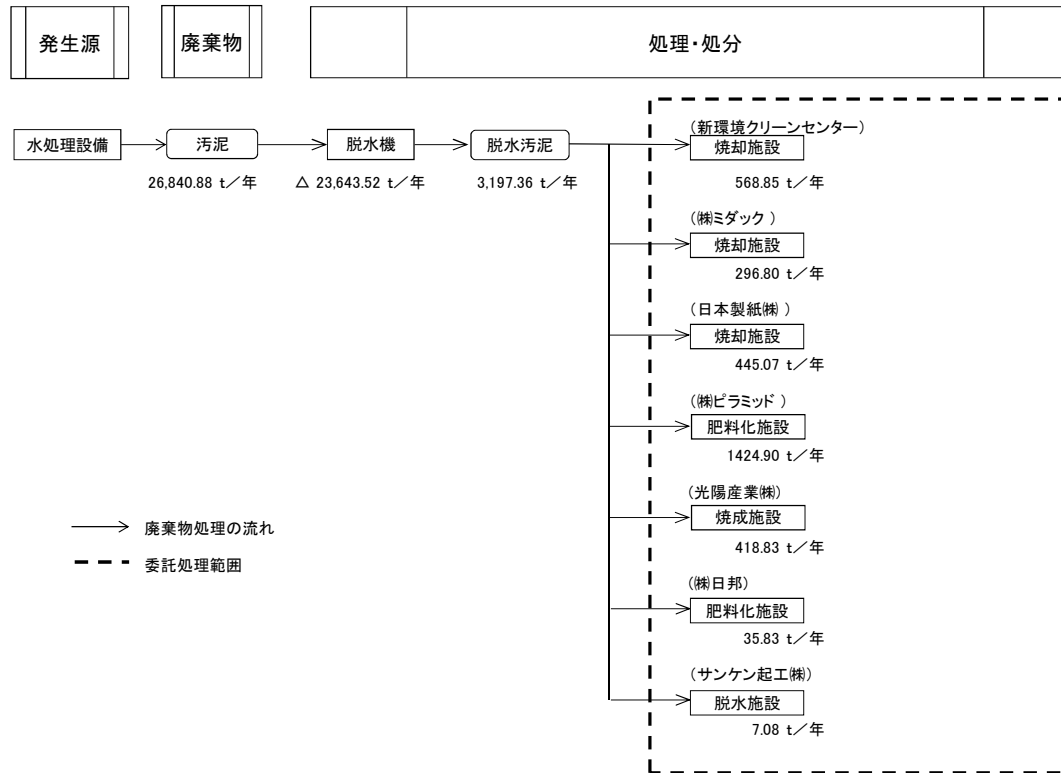


図2 廃棄物処理フロー図（令和5年度実績）

東部浄化センター

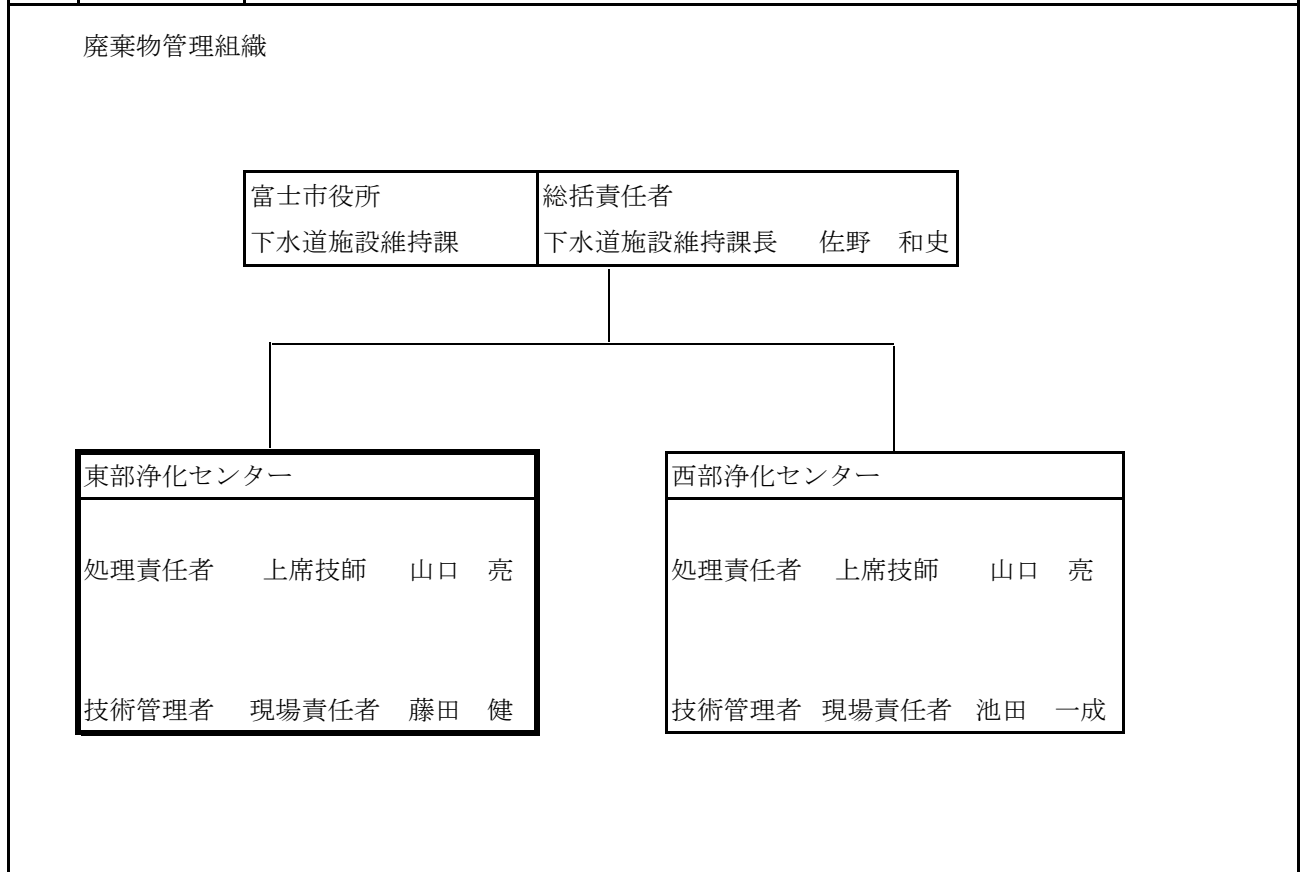


4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図 (東部浄化センター)

総括責任者	所 属	富士市上下水道部下水道施設維持課	課 長	佐野 和史
処理責任者	所 属	富士市上下水道部下水道施設維持課施設管理担当	上席技師	山口 亮
技術管理者	所 属	維持管理委託業者「㈱ウォーターエージェンシー」	現場責任者	池田 一成

役 割	総括責任者	総括的な把握
	処理責任者	各記録関係をチェック、報告、管理及び長期的な処理計画の策定、委託業者の指導
	技術管理者	処理施設の技術上の維持管理の実施



5. 廃棄物の処理に関する事項（東部浄化センター）

（1）基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 発生した産業廃棄物を処理業者に委託する場合、収集運搬から処分に至るまで確認して的確に管理する。
- ③ 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、委託会社にも必要な指導を行う。

中間処理	・脱水効率の向上等による中間処理を推進する。
その他	・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。
再生利用	・資源化等の有効利用を推進する。

（2）廃棄物処理の現状

- ① 東部浄化センターから発生する産業廃棄物は、下水処理の過程で発生する生汚泥と余剰汚泥で、令和5年度の発生量は、生汚泥が197,728m³/年、余剰汚泥が106,248m³/年である。生汚泥は汚泥濃縮槽で、余剰汚泥は遠心濃縮機・ベルト濃縮機でそれぞれ濃縮され、汚泥混合槽で混合される。全ての汚泥が消化槽で処理された後、ベルトプレス脱水機及びスクリーンプレス脱水機で含水率72.9%程度まで脱水される。令和5年度の脱水機供給汚泥量は25,054m³/年で、脱水された汚泥は委託処分している。その内訳は、有効利用（路盤材、セメント原料、肥料としての再資源化など3,197.36t/年、100.0%）となっている。

（3）発生抑制

令和5年度は前年度の比べ、汚泥の含水率の減少などにより搬出汚泥量を削減することが出来た。今後も処理水量には注視するとともに、汚泥の濃縮・脱水工程などの汚泥処理を効率的に行うことにより、排出量の抑制につとめる。

（4）その他の取組

- ・廃棄物の性状分析の実施。
- ・処理業者と委託契約を結ぶにあたり、現地（処理状況、維持管理状況、周辺状況等）を確認する。
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理を徹底する。

（5）産業廃棄物処理施設の設置状況

当処理場内における産業廃棄物処理施設の設置状況を表1に示す。現在汚泥の脱水施設について、ベルトプレス脱水機が3台、スクリーンプレス脱水機が1台設置されている。

表1 産業廃棄物処理施設の設置状況（東部浄化センター）

	処理対象 産業廃棄物	処理方法	処理能力	設置年月	設置場所
汚泥の脱水施設	濃縮混合汚泥	ベルトプレス ろ過式	89.1m ³ /日 ×3台	平成2年7月	汚泥処理棟内
				平成7年3月	〃
				平成13年12月	〃
		スクリーンプレス	84.7m ³ /日 ×1台	平成19年4月	汚泥処理棟内

6. 産業廃棄物の再生利用に関する事項（東部浄化センター）

<具体的取組>

廃棄物の種類	再生利用量 実績 (t/年) (R5年度)	再生利用量 計画 (t/年) (R6年度)	再生利用量 の増加 (t/年)	具体的取組
汚 泥	3,197	3,555	358	路盤材, セメント原料, 肥料としての再資源化

7. 産業廃棄物の中間処理（再生処理を除く）に関する事項（東部浄化センター）

<具体的取組>

廃棄物の種類	中間処理による 減量化をした量 実績 (t/年) (R5年度)	中間処理による 減量化をする量 計画 (t/年) (R6年度)	中間処理に よる減量分 の増加 (t/年)	具体的取組
汚 泥	24,362	24,245	117	濃縮機の適正な管理・運転